



県章

山形県公報

平成29年10月27日（金）

第2890号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 指定管理者の指定……………（子育て支援課）…1076
- 同……………（観光立県推進課）…同
- 国土調査の成果の認証……………（農村計画課）…同
- 同……………（同）…同
- 同……………（同）…1077
- 同……………（同）…同
- 同……………（同）…同
- 同……………（同）…1078
- 土地改良事業の計画変更の認可……………（最上総合支庁農村計画課）…同
- 県営土地改良事業に係る換地計画の決定……………（庄内総合支庁農村整備課）…同
- 公共測量の実施の通知……………（県土利用政策課）…1079
- 公共測量の終了の通知……………（同）…同
- 同……………（同）…同
- 指定管理者の指定……………（都市計画課）…同
- 同……………（同）…1080
- 同……………（空港港湾課）…同
- 同……………（同）…同
- 同……………（同）…同
- 同……………（同）…同
- 建築基準法の規定による指定構造計算適合性判定機関の変更の届出……………（建築住宅課）…1081

教育委員会関係

規 則

- 山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則……………1082
- 山形県立中学校及び高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則……………1083

告 示

- 指定管理者の指定……………同

企業局関係

規 程

- 山形県企業局電気事業関係電気工作物保安規程の一部を改正する規程……………1084

告 示

- 指定管理者の指定……………1085
- 環境影響評価書の縦覧……………同

公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………（情報政策課）… 同
- 県営住宅入居者の一般公募……………（最上総合支庁建築課）…1086
- 平成30年度山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部の入学者募集……………（教育委員会）…1089

告 示

山形県告示第733号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県こども館の指定管理者を次のとおり指定した。

平成29年10月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 山形県こども館
- 2 指定した団体 山形市小白川町二丁目3番31号
特定非営利活動法人みらい子育てネット山形
- 3 指定の期間 平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

山形県告示第734号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県観光情報センターの指定管理者を次のとおり指定した。

平成29年10月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 山形県観光情報センター
- 2 指定した団体 山形市城南町一丁目1番1号
公益社団法人山形県観光物産協会
- 3 指定の期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

山形県告示第735号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成29年10月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称
山形市
- 2 調査を行った期間
平成27年4月1日から平成29年3月13日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
山形市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域
大字漆山の一部
- 5 認証年月日
平成29年10月10日

山形県告示第736号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成29年10月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称
山形市
- 2 調査を行った期間

平成27年4月1日から平成29年3月13日まで

- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
山形市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域
大字漆山の一部
- 5 認証年月日
平成29年10月10日

山形県告示第737号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
平成29年10月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称
山形市
- 2 調査を行った期間
平成27年4月1日から平成29年3月24日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
山形市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域
大字古館、飯塚町、藤沢川及び大字村木沢の各一部
- 5 認証年月日
平成29年10月10日

山形県告示第738号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
平成29年10月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称
山形市
- 2 調査を行った期間
平成27年4月1日から平成29年3月14日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
山形市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域
大字下反田、大字若木及び大字古館の各一部
- 5 認証年月日
平成29年10月10日

山形県告示第739号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
平成29年10月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称
西村山郡大江町
- 2 調査を行った期間
平成27年4月1日から平成29年3月15日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
大江町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域
大字勝生及び大字小清の各一部

- 5 認証年月日
平成29年10月10日

山形県告示第740号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
平成29年10月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称
飽海郡遊佐町
- 2 調査を行った期間
平成27年4月17日から平成29年3月28日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
遊佐町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域
大字杉沢の一部
- 5 認証年月日
平成29年10月10日

山形県告示第741号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、土地改進黨業計画の変更を次のとおり認可した。

平成29年10月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改進黨業計画を変更した者の名称
田郎堰土地改良区（土地改進黨業計画（維持管理））
- 2 認可年月日
平成29年10月20日

山形県告示第742号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営西郷北部地区土地改進黨業に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年10月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称 換地計画書
- 2 縦覧に供する場所 鶴岡市役所本庁舎
酒田市役所本庁舎
三川町役場
- 3 縦覧に供する期間 平成29年10月30日から同年11月28日まで
- 4 その他

- (1) この換地計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この換地計画については、(1)の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この換地計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この換地計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この換地計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの換地計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第743号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形地方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年10月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
鶴岡市山王町、宝町及び泉町
- 2 公共測量を実施する期間
平成29年10月1日から平成30年2月28日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量）

山形県告示第744号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形地方法務局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成29年10月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
南陽市大字郡山
- 2 公共測量を実施した期間
平成28年11月1日から平成29年2月28日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量）

山形県告示第745号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、鶴岡市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成29年10月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
鶴岡市日出二丁目地内
- 2 公共測量を実施した期間
平成29年9月1日から同月20日まで
- 3 作業の種類
公共測量（街区基準点復旧測量）

山形県告示第746号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、弓張平公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成29年10月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 弓張平公園
- 2 指定した団体 西村山郡西川町大字水沢2304番地
西川町総合開発株式会社
- 3 指定の期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

山形県告示第747号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、蔵王みはらしの丘ミュージアムパークの指定管理者を次のとおり指定した。

平成29年10月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 蔵王みはらしの丘ミュージアムパーク
- 2 指定した団体 寒河江市高田三丁目110番地の1
みはらしの丘ミュージアムパーク管理運営企業体
- 3 指定の期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

山形県告示第748号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、酒田北港緑地の指定管理者を次のとおり指定した。

平成29年10月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 酒田北港緑地
- 2 指定した団体 酒田市北新橋一丁目12番13号
クリーンサービス株式会社
- 3 指定の期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

山形県告示第749号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、酒田北港緑地展望台の指定管理者を次のとおり指定した。

平成29年10月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 酒田北港緑地展望台
- 2 指定した団体 酒田市北千日町24番15号
庄内海浜さとやまの会共同企業体
- 3 指定の期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

山形県告示第750号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県酒田海洋センターの指定管理者を次のとおり指定した。

平成29年10月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 山形県酒田海洋センター
- 2 指定した団体 酒田市北千日町24番15号
庄内海浜さとやまの会共同企業体
- 3 指定の期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

山形県告示第751号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、鼠ヶ関マリーナの指定管理者を次のとおり指定した。

平成29年10月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 鼠ヶ関マリーナ
- 2 指定した団体 鶴岡市馬場町9番25号
鶴岡市
- 3 指定の期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

山形県告示第752号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更する旨の届出があった。

平成29年10月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出をした指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
株式会社建築構造センター
東京都新宿区新宿一丁目8番1号
- 2 届出の内容
構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更

変 更 前	変 更 後	変更年月日
宮城県仙台市青葉区本町二丁目10番28号	同 左	三重県四日市市浜田町12番18号を所在地とする事務所に係る変更については平成29.6.22、香川県高松市亀井町2番地1を所在地とする事務所に係る変更については平成29.10.30
福島県郡山市中町11番5号	同 左	
埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目2番3号	同 左	
千葉県船橋市葛飾町二丁目402番地3	同 左	
東京都新宿区新宿一丁目8番1号	同 左	
神奈川県横浜市西区北幸二丁目3番19号	同 左	
長野県長野市南県町1082番地	同 左	
愛知県名古屋市中区栄四丁目14番2号	同 左	
島根県松江市中原町6番地	同 左	
岡山県岡山市北区内山下一丁目3番19号	同 左	
広島県広島市中区八丁堀15番6号	同 左	
愛媛県松山市三番町七丁目13番地13	同 左	
福岡県福岡市博多区御供所町1番1号	同 左	
佐賀県佐賀市駅前中央一丁目9番38号	同 左	
長崎県長崎市万才町3番4号	同 左	
宮崎県宮崎市川原町5番10号	同 左	
鹿児島県鹿児島市西千石町11番21号	同 左	
沖縄県浦添市牧港五丁目6番8号	同 左	

	三重県四日市市浜田町 12番18号	
	香川県高松市亀井町2 番地1	

教育委員会関係

規 則

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年10月27日

山 形 県 教 育 委 員 会
教 育 長 廣 瀬 渉

山形県教育委員会規則第8号

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則

山形県立高等学校管理運営規則（昭和41年4月県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。
第37条中「を卒業した」を「若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した」に改める。

別表第1中 「

山形県立山形東高等学校	普通		240
-------------	----	--	-----

」を

山形県立山形東高等学校	普通		160	に、
	理数	理数探究	40	
	国際	国際探究	40	

同 北村山高等学校	総合		160	を
-----------	----	--	-----	---

同 北村山高等学校	総合		120	に、
-----------	----	--	-----	----

同 米沢興譲館高等学校	普通		160	を
	理数		40	

同 米沢興譲館高等学校	普通		120	に、
	理数	募集停止	40	
	国際	国際探究	40	

同 米沢工業高等学校	工業	機械	40	工業	産業	夜	40	を
		生産システム	募集停止					
		電気	募集停止					
		意匠情報	募集停止					
		生産デザイン	40					
		電気情報	40					
		建築	40					
		環境工学	40					

同	米沢工業高等学校	工 業	機械	40	工 業	産 業	夜 40
			生産デザイン	40			
			電気情報	40			
			建築	40			
			環境工学	40			

に、

同	南陽高等学校	普 通		200			
---	--------	-----	--	-----	--	--	--

を

同	南陽高等学校	普 通		160			
---	--------	-----	--	-----	--	--	--

に、

同	鶴岡北高等学校	普 通		160			
---	---------	-----	--	-----	--	--	--

を

同	鶴岡北高等学校	普 通		120			
---	---------	-----	--	-----	--	--	--

に、

同	酒田東高等学校	普 通		200			
同	酒田西高等学校	普 通		200	普 通		夜 40

を

同	酒田東高等学校	普 通		120				
			理 数	理数探究				40
			国 際	国際探究				40
同	酒田西高等学校	普 通		160	普 通		午前40 夜 募 集停止	

に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

山形県立中学校及び高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年10月27日

山 形 県 教 育 委 員 会
教 育 長 廣 瀬 渉

山形県教育委員会規則第9号

山形県立中学校及び高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

山形県立中学校及び高等学校の通学区域に関する規則（昭和24年3月県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2項第2号中「理数科」を「理数科及び国際科」に改め、同項第3号中「普通科及び理数科」を「普通科、理数科及び国際科」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

山形県教育委員会告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県神室少年自然の家の指定管理者を次のとおり指定した。

平成29年10月27日

山 形 県 教 育 委 員 会
教 育 長 廣 瀬 渉

- 1 公の施設の名称 山形県神室少年自然の家
- 2 指定した団体 最上郡真室川町大字川ノ内1214番地1

神室少年自然の家管理企業共同体

3 指定の期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

企業局関係

規 程

山形県企業管理規程第10号

山形県企業局電気事業関係電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年10月27日

山形県企業管理者 高 橋 広 樹

山形県企業局電気事業関係電気工作物保安規程の一部を改正する規程

山形県企業局電気事業関係電気工作物保安規程（昭和40年9月県企業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

目次中「法定事業者検査（第27条・第28条）」を「法定事業者検査及び使用前自己確認（第27条―第29条）」に改める。

第6条第2項第1号の表を次のように改める。

配置対象事業場	選任対象職位	監督する設備
本局電気事業課	課長 課長補佐	村山電気水道事務所（制御機能に限る。）、新野川第一発電所、野川第二発電所、白川発電所、横川発電所、朝日川第一発電所、朝日川第二発電所、野川連絡送電線、朝日川連絡送電線、鶴岡電気水道事務所（制御機能に限る。）、倉沢発電所、寿岡発電所、蘇岡発電所、大沢川発電所、肘折発電所、温海川発電所、鶴子発電所、神室発電所、寿岡連絡送電線、蘇岡連絡送電線及び県営太陽光発電所

第6条第2項第2号の表最上電気水道事務所の項中「神室発電所（建設）」を「神室発電所」に改める。

「第8章 法定事業者検査」を「第8章 法定事業者検査及び使用前自己確認」に改める。

第27条（見出しを含む。）中「法定事業者検査」を「法定事業者検査又は使用前自己確認」に改める。

第28条の次に次の1条を加える。

（使用前自己確認の結果の記録）

第29条 使用前自己確認に関する記録は、次の各号に示す事項について記録しておくものとする。

- (1) 使用前自己確認を行った年月日
- (2) 使用前自己確認の対象
- (3) 使用前自己確認の方法
- (4) 使用前自己確認の結果
- (5) 使用前自己確認を実施した者及び主任技術者の氏名
- (6) 使用前自己確認の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
- (7) 当該事業用電気工作物の種類に応じて経済産業省令で定める添付書類

2 使用前自己確認の結果の記録は、5年間保存するものとする。ただし、使用前自己確認に係る事業用電気工作物を廃止した場合は、この限りでない。

別表第1中「(神室発電所電気主任技術者)」を削る。

附 則

この規程は、平成29年10月28日から施行する。

告 示

山形県企業告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県営駐車場の指定管理者を次のとおり指定した。

平成29年10月27日

山形県企業管理者 高 橋 広 樹

- 1 公の施設の名称 山形県営駐車場
- 2 指定した団体 山形市鉄砲町二丁目13番18号
株式会社ヤマコー
- 3 指定の期間 平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

山形県企業告示第4号

次の事業について環境影響評価書を作成したので縦覧に供する。

平成29年10月27日

山形県企業管理者 高 橋 広 樹

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名 称 山形県企業局
 - (2) 代表者の氏名 山形県企業管理者 高橋 広樹
 - (3) 主たる事務所の所在地 山形市松波二丁目8番1号
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名 称 県営風力発電事業（仮称）
 - (2) 種 類 風力発電所の設置
 - (3) 規 模 出力 6,900キロワット（2,300キロワット×3基）
- 3 対象事業が実施されるべき区域
酒田市浜中字八間山地内
- 4 関係地域の範囲
酒田市の区域
- 5 環境影響評価書の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 場 所 県土整備部港湾事務所及び庄内総合支庁、山形県企業局酒田水道事務所並びに酒田市役所、酒田市環境衛生課、酒田市八幡総合支所、酒田市松山総合支所及び酒田市平田総合支所
 - (2) 期 間 平成29年10月27日（金）から同年11月27日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
 - (3) 時 間 午前8時30分から午後5時15分まで
- 6 その他
 - (1) 詳細については、下記担当に問い合わせること。
山形県企業局電気事業課再生可能エネルギー活用推進室
郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号(023)630-3289
ファクシミリ番号(023)630-2741
電子メールアドレスは山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）に掲載
 - (2) 環境影響評価書は、(1)の山形県のホームページからもダウンロードすることができる。

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成29年10月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
山形県基幹高速通信ネットワーク基幹回線通信サービス 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県企画振興部情報政策課電子県庁・基幹ネット担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2152
- 3 落札者を決定した日 平成29年10月4日
- 4 落札者の名称及び所在地
東北インテリジェント通信株式会社 宮城県仙台市青葉区一番町三丁目7番1号
- 5 落札金額 4,178,952円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日 平成29年8月25日

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成29年10月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃					敷金	摘要	
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者	収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者			収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者
県営若葉東アパ ート1号棟	新庄市金沢1494 -1	3DK	62.8	1	一般用	15,600 円	18,000 円	20,600 円	23,200 円	26,500 円	30,600 円	28,900	
同 3号棟	同 1496 -1	同	58.4	1	同	14,700 円	17,000 円	19,400 円	21,900 円	25,000 円	28,900 円	28,900	

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成29年11月1日から同月8日までの 午前9時30分から午後5時まで
ただし、郵送の場合は、平成29年11月8日までの消印のあるものに限り有効とする。
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

新庄市金沢字大道上2034

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産最上事務所

5 入居の時期 平成29年12月下旬

平成30年度山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部の入学者を次のとおり募集する。

平成29年10月27日

山 形 県 教 育 委 員 会

教 育 長 廣 瀬

涉

1 山形県立高等学校全日制の課程及び定時制の課程

学 校 名	全 日 制 の 課 程			定 時 制 の 課 程		特 記
	設 置 学 科		入 学 定 員	設 置 学 科	入 学 定 員	
山形県立山形東高等学校	普通 探究	理数探究、国際 探究	160 80			一般入学者選抜に おいて、理数探究科 と国際探究科をあわ せて、探究科として 募集する。
同 山形南高等学校	普通 理数		240 40			
同 山形西高等学校	普通		200			
同 山形北高等学校	普通 音楽		160 40			
同 山形工業高等学校	工業	機 械 電 子 機 械 電 気 電 子 情 報 技 術 建 築 土 木・化 学	40 40 40 40 40			
同 山形中央高等学校	普通 体育		160 80			
同 霞城学園高等学校				普通	午前 40 午後 40 夜 40	
同 上山明新館高等学校	普通 農業 商業	食 料 生 産 情 報 経 営	200 40 40			
同 天童高等学校	総合		160			
同 山辺高等学校	家庭 看護	食 物 福 祉 看 護	40 40 40			
同 寒河江高等学校	普通		200			普通科一般コース 160名、普通科探究 コース40名をそれぞ れ募集する。
同 寒河江工業高等学校	工業	機 械 電 子 機 械 情 報 技 術	40 40 40			
同 谷地高等学校	普通		120			
同 左沢高等学校	総合		120			
同 村山産業高等学校	農業 工業	農 業 経 営 農 業 環 境 機 械 電 子 情 報	40 40 40 40			

	商業	流通ビジネス	40				
同	東桜学館高等学校	普通	200				
同	北村山高等学校	総合	120				
同	新庄北高等学校	普通	200	普通		夜 40	普通科一般コース 160名、普通科探究 コース40名をそれぞ れ募集する。
	最上校	普通	40				
同	新庄南高等学校	普通	80				
	金山校	商業	総合ビジネス	40			
	金山校	普通	40				
同	新庄神室産業高等学校	農業	生物生産	40			
			生物環境	40			
		工業	機械電気	40			
			環境デザイン	40			
	真室川校	普通	40				
同	米沢興譲館高等学校	普通	120				一般入学者選抜に おいて、理数探究科 と国際探究科をあわ せて、探究科として 募集する。
		探究	理数探究、国際 探究	80			
同	米沢東高等学校	普通	160				
同	米沢工業高等学校	工業	機 械	40	工業	産業	全日制の課程にお いて、機械科と生産 デザイン科、建築科 と環境工学科は、そ れぞれまとめて募集 する。
			生産デザイン	40			
			電気情報	40			
			建 築	40			
			環 境 工 学	40			
同	米沢商業高等学校	商業	総合ビジネス	80			
			情報ビジネス	40			
同	置賜農業高等学校	農業	生物生産	40			
			園芸福祉	40			
			食料環境	40			
同	南陽高等学校	普通	160				
同	高畠高等学校	総合	120				
同	長井高等学校	普通	200				普通科一般コース 160名、普通科探究 コース40名をそれぞ れ募集する。
同	長井工業高等学校	工業	機械システム	40			
			電子システム	40			
			福祉生産システム	40			
同	荒砥高等学校	総合	80				
同	小国高等学校	普通	80				
同	鶴岡南高等学校	普通	160				一般入学者選抜に おいて、普通科と理 数科は、まとめて募 集する。
		理数	40				
	山添校	普通	40				

同	鶴岡北高等学校	普通		120				
同	鶴岡工業高等学校	工業	機 械 電 気 電 子 情 報 通 信 建 築 環 境 化 学	40 40 40 40 40	工業	工業技術	夜	40
同	鶴岡中央高等学校	普通 総合		120 160				
同	加茂水産高等学校	水産	海 洋 技 術 海 洋 資 源	40 40				
同	庄内農業高等学校	農業	食 料 生 産 食 品 科 学	40 40				
同	庄内総合高等学校	総合		120				
同	酒田東高等学校	普通 探究	理数探究、国際 探究	120 80				一般入学者選抜に おいて、理数探究科 と国際探究科をあわ せて、探究科として 募集する。
同	酒田西高等学校	普通		160	普通		昼	40
同	酒田光陵高等学校	普通 工業 商業 情報	機 械 電 子 機 械 エ ネ ル ギ ー 技 術 環 境 技 術 ビ ジ ネ ス 流 通 ビ ジ ネ ス 会 計	80 40 40 40 40 40 40				
同	遊佐高等学校	総合		40				

※ 山形東高等学校、米沢興譲館高等学校、酒田東高等学校の「探究科」は、理数に関する学科である理数探究科と国際関係に関する学科である国際探究科をあわせて募集する場合の総称として記載しています。

2 山形県立高等学校通信制の課程

学 校 名	設置学科	入学定員
山形県立霞城学園高等学校	普 通 服 飾	120 40
同 鶴岡南高等学校	普 通	80

(注) 入学者志願に係る詳細については、別記2「平成30年度山形県立高等学校通信制の課程入学志願要項」に定めるところによる。

3 山形県立特別支援学校の高等部

学 校 名	受入れ区域	設置学科	入学定員
山形県立山形盲学校	県 下 一 円	普 通 保 健 理 療	若 干 名 若 干 名
同 山形聾学校	県 下 一 円	普 通	若 干 名
同 山形養護学校	県 下 一 円	普 通	14
同 米沢養護学校	米沢市、南陽市、高畠町、川西町	普 通	14

同	米沢養護学校 西置賜校	長井市、小国町、白鷹町、飯豊町	普通	11
同	ゆきわり養護学校	県 下 一 円	普通	若干名
同	鶴岡養護学校	鶴岡市、庄内町、三川町	普通	14
同	酒田特別支援学校	酒田市、遊佐町	普通	14
同	新庄養護学校	新庄市、金山町、最上町、舟形町、 真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村	普通	22
同	村山特別支援学校	山形市、上山市、天童市、山辺町、 中山町	普通	11
同	楯岡特別支援学校	村山市、天童市、東根市、尾花沢市、 大石田町	普通	11
同	楯岡特別支援学校 大江校	寒河江市、河北町、西川町、朝日町、 大江町	普通	11
同	上山高等養護学校	山形市、米沢市、寒河江市、上山市、 村山市、長井市、天童市、東根市、 尾花沢市、南陽市、山辺町、中山町、 河北町、西川町、朝日町、大江町、 大石田町、高島町、川西町、小国町、 白鷹町、飯豊町	普通	24
同	鶴岡高等養護学校	鶴岡市、酒田市、庄内町、三川町、 遊佐町	普通	16

(注) 1 受入れ区域について特別な事情がある場合には、校長が調整する。

(注) 2 入学者志願に係る詳細については、別記3「平成30年度山形県立特別支援学校の高等部入学志願要項」に定めるところによる。

4 山形県立高等学校専攻科

学 校 名	設置学科	入学定員
山形県立山辺高等学校	看護	40

(注) 入学者志願に係る詳細については、別記4「平成30年度山形県立高等学校専攻科入学志願要項」に定めるところによる。

5 山形県立特別支援学校の高等部専攻科

学 校 名	受入れ区域	設置学科	入学定員
山形県立山形盲学校	県 下 一 円	理 療	若干名
同 山形聾学校	県 下 一 円	商業技術 生産技術	若干名 若干名

(注) 入学者志願に係る詳細については、別記5「平成30年度山形県立特別支援学校の高等部専攻科入学志願要項」に定めるところによる。

別記1

平成30年度山形県立高等学校全日制の課程及び定時制の課程入学志願要項

第1 推薦入学者選抜

1 志願資格

推薦入学を志願することができる者は、次の各号に該当する者とする。

(1) 平成30年3月に県内の中学校、これに準ずる県内の学校又は義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業する見込みの者のうち、次の条件を満たす者

イ 当該学科の学習に対する強い志望があり、目的意識が明確かつ適切であること。

- ロ 当該学科に対する適性、興味及び関心を有すること。
- ハ 当該高等学校が別に定める出願要件を満たしていること。
- ニ 体育科については、得意運動種目を有すること。
- ホ 音楽科については、得意領域（声楽、器楽）を有すること。

(2) 合格した場合は、入学が確約できる者

2 通学区域

山形県立中学校及び高等学校の通学区域に関する規則（昭和24年3月県教育委員会規則第4号）の定めるところによる。

3 対象学科・募集人員

別に定める。

4 出願に必要な書類及び提出期間

(1) 出願に必要な書類

イ 共通に必要な書類

- (イ) 推薦入学願書
- (ロ) 自己推薦書
- (ハ) 調査書

ロ 個別に必要な書類

- (イ) 自己申告書

志願先の高等学校長が提出を認めたとき。

(2) 提出期間

出願に必要な書類は、平成30年1月22日（月）から同年1月26日（金）正午までの間に、在籍中学校長を経由して、志願先高等学校長に提出するものとする。

5 選抜及び合格者の発表

選抜は、調査書及び面接並びに必要なに応じて実施される適性検査、作文・実技検査、基礎学力検査等の結果を各高等学校で定めた選抜規準に照らし行う。

(1) 面接、適性検査及び作文・実技検査、基礎学力検査等は、平成30年2月6日（火）に志願先高等学校で受けるものとする。

(2) 適性検査は、体育科及び音楽科について実施し、作文・実技検査、基礎学力検査等は高等学校長が必要に応じて実施するものとする。

(3) 志願先高等学校長は、選抜結果について平成30年2月14日（水）必着で、在籍中学校長宛て郵送する。ただし、合格者の発表は、平成30年3月17日（土）に行う。

第2 中高一貫教育における連携型入学者選抜

1 志願資格

中高一貫教育における連携型入学者選抜を志願することのできる者は、平成30年3月に山形県内の連携型中高一貫教育を行う中学校を卒業する見込みの者とする。

2 対象校

連携型中高一貫教育を行う高等学校（県立新庄南高等学校金山校及び県立小国高等学校）

3 募集人員

入学定員以内の募集とする。

4 出願に必要な書類及び提出期間

出願に必要な書類は、連携型入学願書及び「学習のまとめ」とし、平成30年1月22日（月）から同年1月26日（金）正午までの間に、在籍中学校長を経由して、志願先高等学校長に提出するものとする。

5 選抜及び合格者の発表

選抜は、学力検査を行わず、「学習のまとめ」及び面接等に基づいて行うものとする。

(1) 面接は、平成30年2月6日（火）に志願先高等学校で受けるものとする。

(2) 志願先高等学校長は、選抜結果について平成30年2月14日（水）必着で、在籍中学校長宛て郵送する。ただし、合格者の発表は、平成30年3月17日（土）に行う。

第3 一般入学者選抜**1 志願資格**

一般入学者選抜を志願することのできる者は、次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 平成30年3月に中学校、これに準ずる学校又は義務教育学校を卒業見込みの者若しくは中等教育学校の前期課程（以下第3において「中学校」という。）を修了（以下第3において「卒業」という。）する見込みの者で、平成30年度推薦入学者選抜において合格内定していない者
- (2) 中学校を卒業した者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の各号のいずれかに該当する者

2 通学区域

山形県立中学校及び高等学校の通学区域に関する規則（昭和24年3月県教育委員会規則第4号）の定めるところによる。

3 出願に必要な書類及び提出期間**(1) 共通に必要な書類**

- イ 一般入学願書
- ロ 調査書

(2) 個別に必要な書類

- イ 自己申告書
志願先の高等学校長が提出を認めたとき。
- ロ 学区外高等学校志願許可書
県教育委員会に「学区外高等学校志願許可願」を提出し許可を受けたとき。
- ハ 県外志願者受入校への届出書及び当該都道府県の公立高等学校を志願しない旨の証明書
「県外志願者受入制度」により、山形県外からの志願者受入れを認められている高等学校に、県外から志願するとき。
- ニ 推薦入学者選抜受検票又は連携型入学者選抜受検票
推薦入学者選抜又は連携型入学者選抜に漏れた者が、同一高等学校に志願するとき。
- ホ 推薦入学者選抜願書の写し又は連携型入学者選抜願書の写し
推薦入学者選抜又は連携型入学者選抜に漏れた者が、他の高等学校に志願するとき。
- ヘ 在籍高等学校長の志願承諾書
高等学校に在籍のまま志願するとき。

(3) 提出期間

出願に必要な書類は、平成30年2月20日（火）から同年2月26日（月）正午までの間に、在籍又は出身中学校長等を経由して、志願先高等学校長に提出するものとする。

4 選抜及び合格者の発表

選抜は、調査書及び学力検査の成績等に基づき、各高等学校、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う。

なお、高等学校長は、必要に応じ、面接の結果及び自己申告書を選抜の資料として用いることができるものとする。また、体育科及び音楽科は、適性検査の結果を選抜の資料として加えるものとする。

学力検査及び適性検査は次の各号に従い行う。

- (1) 学力検査は、平成30年3月10日（土）に志願先高等学校で受検するものとする。
- (2) 面接は、平成30年3月10日（土）学力検査終了後に志願先高等学校で受検するものとする。ただし、志願状況等に応じては、面接を翌日の平成30年3月11日（日）とすることがある。
- (3) 適性検査は、平成30年3月11日（日）に志願先高等学校で行うものとする。
- (4) 合格者の発表は、志願先高等学校において平成30年3月17日（土）に受検番号によって行う。

第4 定時制の課程における成人の志願者の選抜**1 志願資格**

定時制の課程における成人の志願者の選抜を志願することのできる者は、「第3 一般入学者選抜 1 志願資格」に該当し、平成30年4月1日現在で20歳以上の者とする。

2 出願に必要な書類及び提出期間

- (1) 一般入学願書

(2) 出身中学校の卒業証明書

(3) 提出期間

一般入学願書及び卒業証明書は、平成30年2月20日（火）から同年2月26日（月）正午までの間に、志願者が志願先高等学校長に提出する。

3 選抜及び合格者の発表

選抜は、作文及び面接等に基づいて行う。

(1) 作文及び面接は、平成30年3月10日（土）に行う。

(2) 合格者の発表は、平成30年3月17日（土）に受検番号によって行う。

第5 注意事項

1 入学願書には、入学者選抜手数料として全日制の課程は2,200円、定時制の課程は950円の山形県収入証紙を貼り、消印はしないこと。

2 国立諸学校に合格し、入学する旨報告のあった志願者については、選抜から除外する。

3 この要項に定めるもののほか、細部については、平成30年度山形県公立高等学校入学者選抜実施要項及び高等学校ごとの募集要項によるものとする。

別記2

平成30年度山形県立高等学校通信制の課程入学志願要項

1 志願資格

高等学校に入学を志願することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 平成30年3月に中学校、これに準ずる学校又は義務教育学校を卒業見込みの者若しくは中等教育学校の前期課程（以下別記2において「中学校」という。）を修了（以下別記2において「卒業」という。）する見込みの者

(2) 中学校を卒業した者

(3) 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者。ただし、霞城学園高等学校服飾科については、技能連携を行う教育機関の平成30年度入学予定者に限る。

2 募集区域

県下一円

3 出願に必要な書類及び提出期間

(1) 入学願書

学校所定のものに入学者選抜手数料として300円の山形県収入証紙を貼り、消印しないこと。

(2) 調査書

全日制及び定時制の課程に同じ。ただし、中学校卒業後5年を経過した志願者については、中学校の卒業証明書をもって、調査書に代えることができる。

(3) 提出期限

平成30年3月1日（木）から同年3月22日（木）午後4時までとする。ただし、欠員のあるときは、この期間を過ぎても受け付けることができる。

4 選考及び合格者の発表

入学者選考は、学力検査を行わず、調査書等を主な資料として行い、必要に応じて面談、作文、自己申告書等も選考の資料に加えることができるものとする。

(1) 面談及び作文の実施方法等は、各高等学校長が別に定める。

(2) 合格者の発表は、平成30年3月28日（水）までに行う。3(3)に掲げる期間を過ぎて受け付けた者については、その都度行う。

5 その他

(1) 細部については、平成30年度山形県公立高等学校入学者選抜実施要項及び高等学校ごとの募集要項によるものとする。

(2) 出願に必要な書類は、志願先高等学校長に提出する。

別記3

平成30年度山形県立特別支援学校の高等部入学志願要項

1 志願資格

次の各号の要件を満たす者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

イ 中学校又は特別支援学校の中学部を平成30年3月卒業見込みの者

ロ 中学校又は特別支援学校の中学部を卒業した者

ハ 中学校又は学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）第1条の規定による改正前の学校教育法に基づく盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を卒業した者

ニ 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者

(2) 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に該当する者であること。ただし、高等部のみを置く特別支援学校及び新庄養護学校高等部就労コースにおいては、知的発達の遅滞があり、就労を目指す教育課程を履修できる者とする。

2 入学者の募集

入学者は、学校ごとに募集する。募集期間、入学定員及び志願に必要な書類等は、各学校の入学者募集要項に示す。

3 入学志願及び調査書等の提出

(1) 入学志願は1人1校とする。

(2) 入学願書は、在籍又は出身の中学校、特別支援学校の校長を経由して志願校に提出すること。志願取消しや、締切前における入学願書記載内容の変更等を行う場合にも同様とする。

なお、高等学校及び特別支援学校の高等部に在籍のまま志願する者は、在籍校長の志願承諾書を添えて提出すること。

(3) 調査書等は、入学願書を経由する校長が作成し、前号の書類とともに、志願校に提出すること。

4 選考日時及び会場

各学校の入学者募集要項に示す。

5 選考方法

(1) 選考は、各特別支援学校長が作成する入学者選考実施要項に基づいて行う。

(2) 各特別支援学校長は関係学校長から送付された調査書等、学校ごとに行う学力検査、諸検査及び面接の結果により、総合的に検討し、入学者を判定する。

(3) 学力検査を実施する場合、検査問題は、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領、特別支援学校学習指導要領及び関係学校における教育のねらいに基づいて出題する。

6 合格者の発表

各特別支援学校長は、選考後速やかに当該校において合格者の発表を行う。志願者の在籍又は出身学校長に通知するとともに、志願者に選考結果を通知する。

7 その他

細部については、志願校に問い合わせること。

別記4

平成30年度山形県立山辺高等学校専攻科（看護）入学志願要項

1 志願資格

山形県立山辺高等学校看護科を平成30年3月卒業見込みの者とする。

2 出願期間

平成30年1月22日（月）から同年1月26日（金）正午まで

3 提出書類

学校所定の入学願書

入学者選拔手数料は要しない。

4 選抜

卒業の判定をもって行う。

5 合格発表

平成30年2月16日（金）正午予定

6 その他

細部については、学校の募集要項によることとし、志願校に問い合わせること。

別記5

平成30年度山形県立特別支援学校の高等部専攻科入学志願要項

1 志願資格

次の各号の要件を満たす者とする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

イ 高等学校又は特別支援学校の高等部を平成30年3月卒業見込みの者

ロ 高等学校又は特別支援学校の高等部を卒業した者

ハ 高等学校又は学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）第1条の規定による改正前の学校教育法に基づく盲学校又は聾学校の高等部を卒業した者

ニ 文部科学大臣の定めるところにより、ハに掲げる者と同等以上の学力があると認められた者

(2) 学校教育法施行令第22条の3に該当すること。

2 入学者の募集

入学者は、学校ごとに募集する。募集期間及び志願に必要な書類等は、各学校の入学者募集要項に示す。

3 入学願書及び調査書等の提出

(1) 入学願書は、在籍又は出身の特別支援学校、高等学校の校長を経由して志願校に提出すること。志願取消しや、締切前における入学願書記載内容の変更等を行う場合にも同様とする。

なお、大学等に在学のまま志願する者は、在学する学長等の志願承諾書を添えて提出すること。

(2) 調査書等は、入学願書を経由する校長が作成し、前号の書類とともに志願校に提出すること。

4 選考日時及び会場

各学校の入学者募集要項に示す。

5 選考方法

(1) 選考は、各特別支援学校長が作成する入学者選考実施要項に基づいて行う。

(2) 各特別支援学校長は関係学校長から送付された調査書等、学校ごとに行う学力検査、諸検査及び面接の結果により、総合的に検討し、入学者を判定する。

(3) 学力検査の問題は、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領、特別支援学校高等部学習指導要領及び関係特別支援学校（視覚障がい又は聴覚障がい）の高等部専攻科における教育のねらいに基づいて出題する。

6 合格者の発表

各特別支援学校長は、選考後、当該校において合格者の発表を行う。

7 その他

細部については、志願校に問い合わせること。

平成29年10月27日印刷 発行所 山 形 県 庁
平成29年10月27日発行 発行人 山 形 県